

**【文部科学省初等中等教育局
幼児教育課関係】**

「幼児教育推進体制の充実」 及び 「幼稚園における預かり保育の推進」

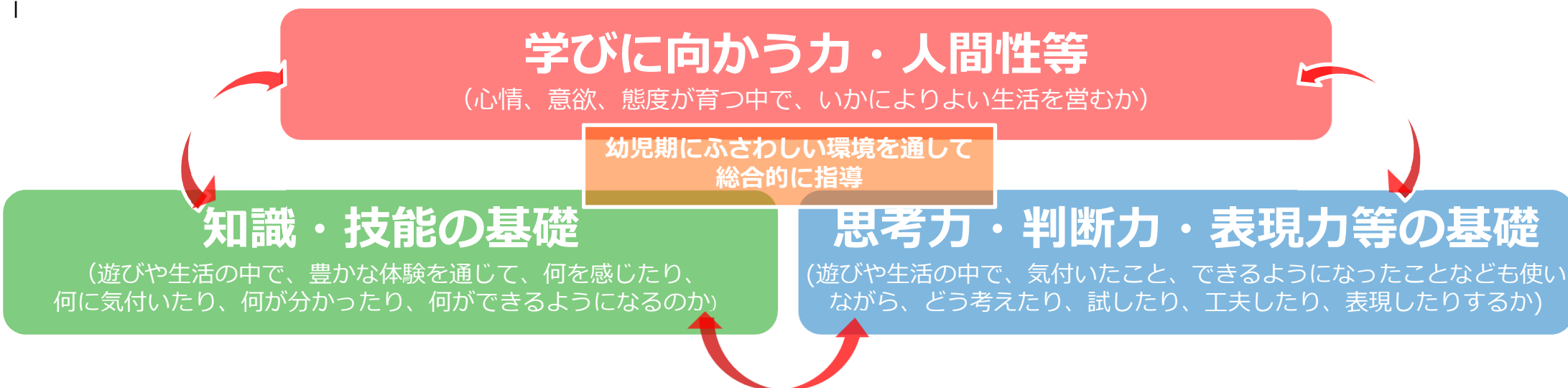
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

幼児教育推進体制の充実

幼児教育・保育の質を、施設類型を問わずに保障するために

教育課程や保育計画を通じ、生涯にわたる生きる力の基礎が一人一人の幼児に育まれるよう、幼児教育や保育の内容に関し、次のような点について施設類型を問わず共通に告示※している。

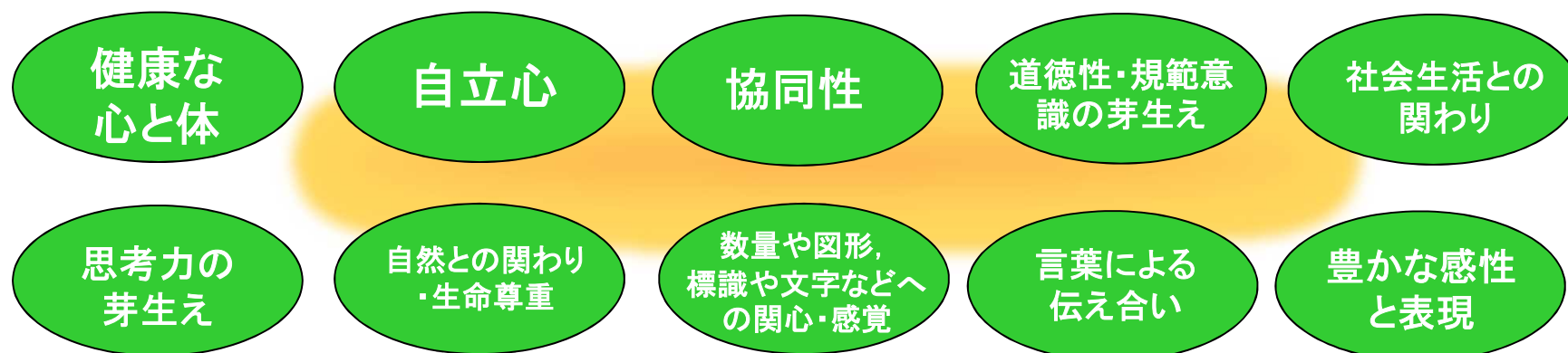
○次に掲げる資質・能力の基礎を一体的に育むことを明示。



※幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領について、合同の検討会議等を通じて整合性を図り告示しているところ。

幼児教育・保育の質を、施設類型を問わずに保障するために

- 小学校以上の教職員との連携や、地域、家庭等との連携の手がかりとするため、**幼児期の終わりまでに育ってほしい具体的な姿を明確化。**



- なお、小学校学習指導要領においても、幼児期の学びから小学校教育に円滑に移行できるよう、**各教科等の指導において、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮することが求められている。**

幼児教育推進体制の充実・活用強化事業

令和3年度予算額(案)

2.1億円

(前年度予算額)

1.9億円



背景

- 複数の施設類型が存在し、私立が多い幼児教育の現場において、**公私・施設類型問わず保育者の専門性の向上等の取組を一体的に推進するためには**、幼稚園教育要領等の着実な実施、小学校教育への円滑な接続、特別な配慮を必要とする幼児への対応など**教育内容面での質向上を担う地方公共団体の体制の充実が必要**。
- 特に、**新型コロナウイルス感染症で顕在化した課題に対して、保健、福祉等の専門職から適時適切なアドバイスを求める声**があるものの、**各園単独での個別の専門職との連携は負担が大きく非効率**。

事業内容

保健、福祉等の専門職との連携をはじめ、多様な課題に対応する幼児教育推進体制の構築、活用強化を支援

体制の充実

- ・幼児教育アドバイザーの配置、質向上のための取組、新規アドバイザーの育成
- ・**新型コロナウイルス感染症で顕在化した課題への対応のため、保健、福祉等の専門職との効果的な連携〈新規〉**

人材育成方針

- ・幼児教育の実践の質向上のためのガイドラインの作成・活用

体制の活用

- ・研修・巡回訪問の充実（**保健、福祉等の専門職を含む〈新規〉**）、幼小接続の推進、公開保育等の実施支援

域内全体への波及

- ・都道府県・市町村の連携を含めた関係者間の情報共有等、域内全体における幼児教育の質向上を図るための仕組み作り

〇〇県(市)幼児教育センター



幼児教育アドバイザーの
配置・育成



保健、福祉等の
専門職との連携

[以下要件]

- ・幼児教育センターの設置
- ・担当部局一元化
- ・小学校指導担当課との連携体制確保

補助対象

都道府県、市町村

単価・個所数 ・補助率

850万円程度（1／2）×50団体

補助 対象経費

- ・幼児教育アドバイザー配置に必要な経費（人件費等）
- ・専門職との連携に必要な経費（謝金等）〈新規〉
- ・研修・巡回訪問等に必要な経費（謝金、旅費等）

幼児教育推進体制構築の視点例

○すべての幼児教育施設の教育・保育内容の質向上への貢献

○幼児教育・保育関係部署の連携、一体的取組の一層の推進

○幼児教育・保育や、関連する専門職の行政への配置・参画等

○「幼児教育の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに
小学校との連携・接続を強化

○養成大学などの養成機関・研究機関との連携による質向上

など

本事業での保育所を含む参考事例(市)



私立保育所で実施した研修会の様子



園訪問の様子



園小連携協議会での各小学校区ごとのグループ協議の様子

各自治体の幼児教育・保育を巡る課題・ニーズを踏まえた幼児教育推進体制の構築を期待



保育所等での若手職員巡回指導の様子

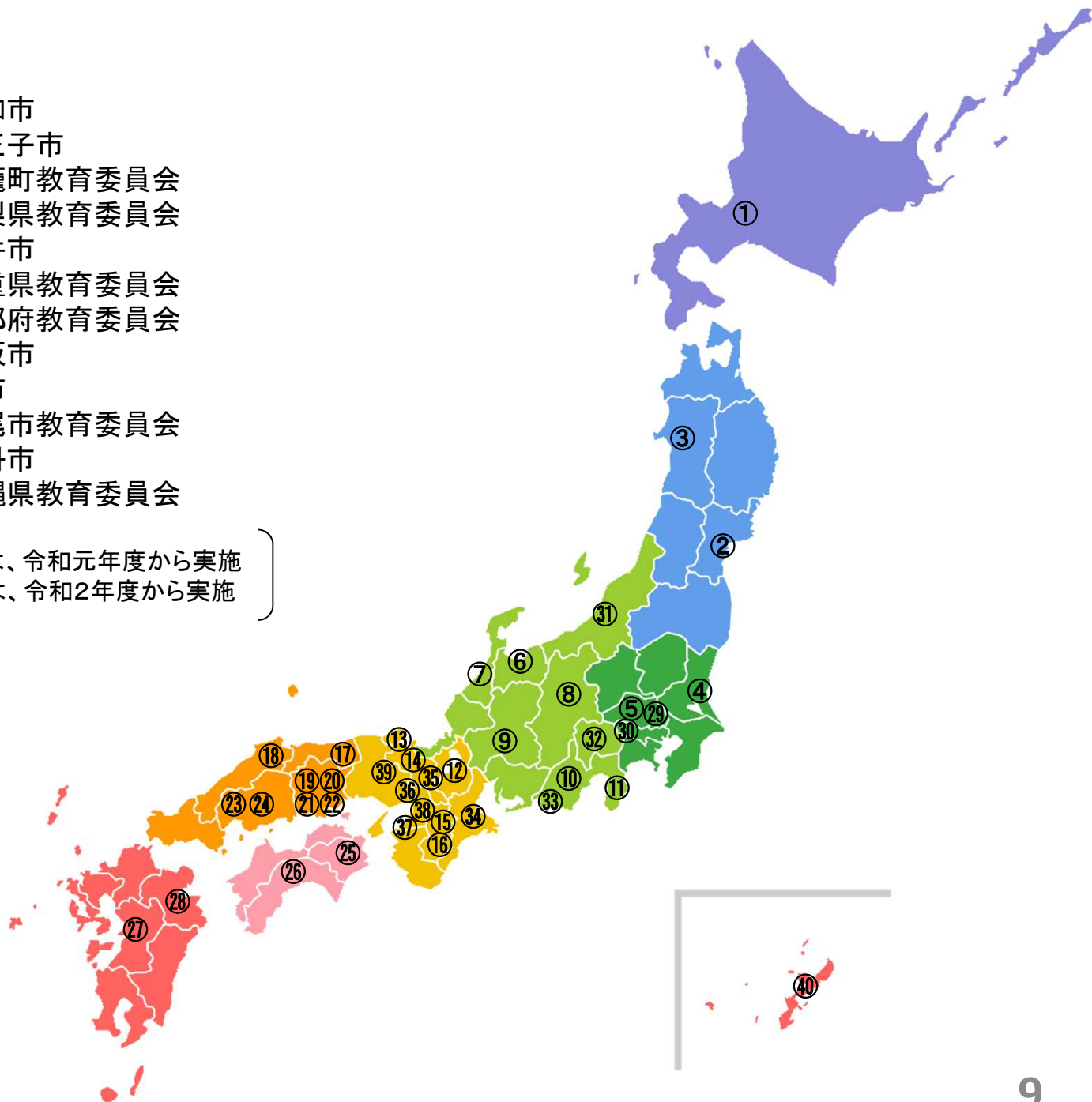


若手職員研修

○令和2年度採択団体

1. 北海道教育委員会
2. 気仙沼市教育委員会
3. 秋田県
4. 鹿嶋市
5. さいたま市
6. 富山県教育委員会
7. 金沢市
8. 長野県教育委員会
9. 岐阜市教育委員会
10. 静岡県教育委員会
11. 函南町
12. 東近江市
13. 舞鶴市
14. 京丹波町
15. 奈良県教育委員会
16. 奈良市
17. 鳥取県教育委員会
18. 島根県教育委員会
19. 岡山県
20. 玉野市教育委員会
21. 高梁市
22. 美作市
23. 広島県教育委員会
24. 広島市教育委員会
25. 徳島県
26. 高知県教育委員会
27. 熊本県教育委員会
28. 大分県
29. 草加市
30. 八王子市
31. 聖籠町教育委員会
32. 山梨県教育委員会
33. 袋井市
34. 三重県教育委員会
35. 京都府教育委員会
36. 大阪市
37. 堺市
38. 八尾市教育委員会
39. 伊丹市
40. 沖縄県教育委員会

1～28は、令和元年度から実施
29～40は、令和2年度から実施



幼児教育推進体制の構築に向けて（自治体内関係部局間の連携推進への期待）

本事業の目的である、公私・施設類型問わず保育者の専門性の向上等の取組を一体的に推進するためには、教育委員会幼児教育主管部局、私立学校主管部局、認定こども園・保育所主管部局が連携して取り組むことが不可欠です。本事業の検討・実施に当たっては、上記のように、自治体内の各幼稚園、保育所、認定こども園を所管する部局が十分に連携・協力することが期待されています。

本事業は文部科学省が行う補助事業ですが、令和2年度においては、教育委員会・児童福祉部局のいずれも事業実施者になっているところです。事業実施自治体内では、幼児教育に関する業務における関係部局間の連携が深められ、域内の一体的な幼児教育の質の向上の取組が充実されてきているところです。

つきましては、貴自治体におかれましても、本事業の検討・実施に当たっては、事業主管課のみならず、関係部局においても事業趣旨を御理解の上、幼児教育の質の向上に向けて、御協力くださいますよう、よろしくお願いします。

幼児教育に関わる関係部局の皆様が連携して、貴自治体において幼児教育の質の向上に関する取組が推進されることを期待しています。

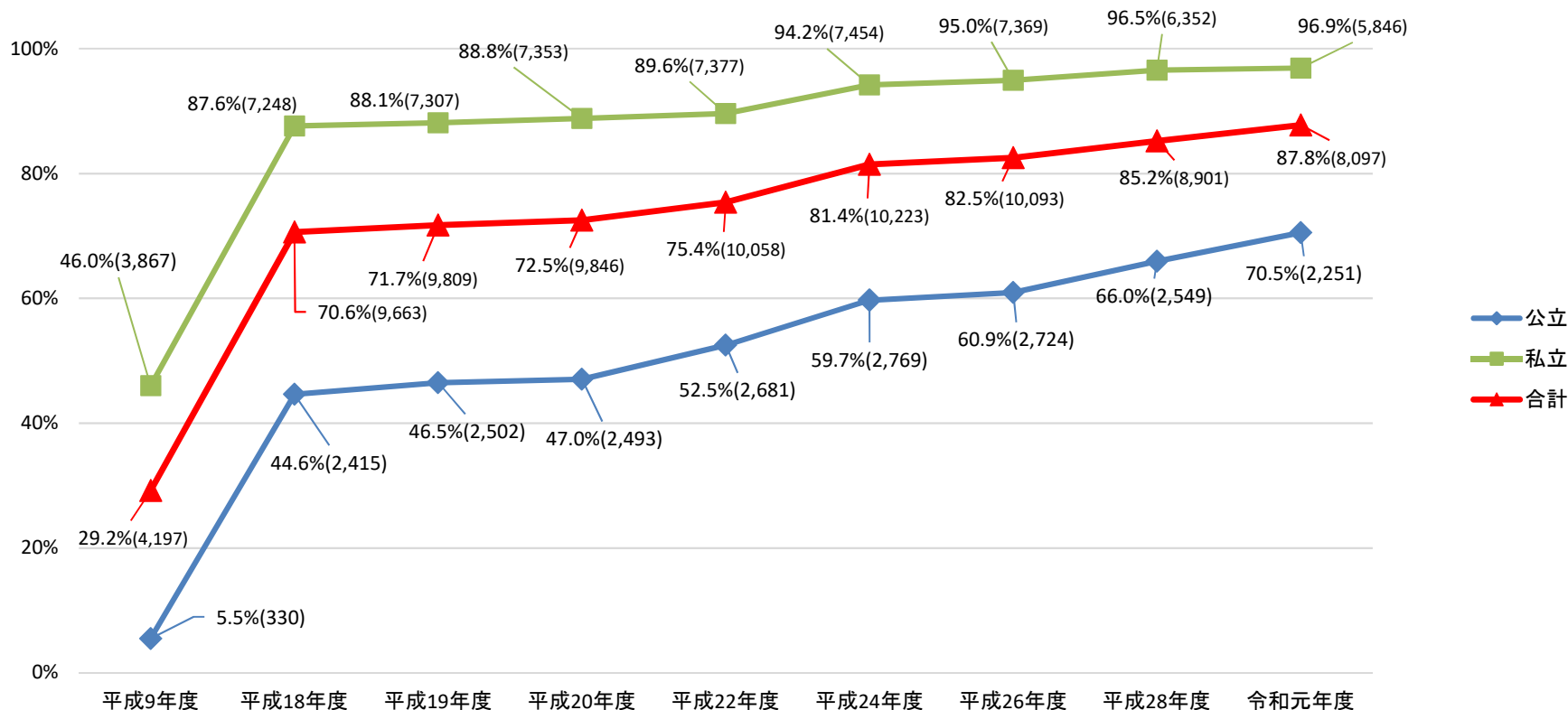
幼稚園における預かり保育の推進

幼稚園における預かり保育実施状況

令和元年度 幼児教育実態調査
(文部科学省実施)

預かり保育実施状況

● 令和元年度に、預かり保育を実施している幼稚園は全体の87.8%であった。(公立:70.5%、私立:96.9%)



平成22年度以前の母数: 学校基本調査の幼稚園数
 平成24・26・28年度、令和元年度の母数: 調査回答園数
 (平成24年度 公立: 4,638園、私立: 7,914園、合計: 12,552園)
 (平成26年度 公立: 4,470園、私立: 7,760園、合計: 12,230園)
 (平成28年度 公立: 3,865園、私立: 6,579園、合計: 10,444園)
 (令和元年度 公立: 3,192園、私立: 6,033園、合計: 9,225園)
 ()内は園数

一時預かり事業について

○ 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業

	① 一般型	② 幼稚園型Ⅰ	③ 幼稚園型Ⅱ	④ 余裕活用型	⑤ 居宅訪問型	⑥ 地域密着Ⅱ型
実施主体	市区町村(市区町村が認めた者への委託可)					
対象児童	主として 保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児	主として 幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児 で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受ける者	3号認定を受けた2歳児	主として 保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児	以下の要件に該当する者 ▼障害、疾病等の程度を勘案して 集団保育が著しく困難 であると認められる場合 ▼ ひとり親家庭等 で、保護者が 一時的に夜間及び深夜の就労等を行う場合 ▼ 離島その他の地域 において、保護者が 一時的に就労等を行う場合	乳幼児
実施場所	保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所など	幼稚園又は認定こども園	幼稚園(新制度園及び私学助成園) ※認定こども園は対象外	保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所において、 利用児童数が定員に満たない場合	利用児童の居宅	地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所など
実施要件	設備基準					
	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める 保育所の基準を遵守 。				—	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める 保育所の基準に準じて 行う。
	職員配置					
実施要件	乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置し、そのうち 保育士等を1／2以上 。保育士等以外の保育従事者等は研修を修了した者。保育従事者等の数は2名を下ることはできないが、保育所等と一体的に実施し、当該保育所等の職員による支援を受けられる場合には、保育士等1人とする事ができる。 ※一般型については、1日当たり平均利用児童数が3人以下の場合には、家庭的保育者を保育士とみなすことができる。 ※幼稚園型については当分の間保育士等の配置の割合、保育士等以外の教育・保育従事者の資格について緩和措置あり。				研修を修了した保育士、家庭的保育者 又はこれらの者と同以上と認められる者。ただし、家庭的保育者1人が保育することができる児童の数は1人とする。	担当者 のうち、保育について経験豊富な 保育士を1名以上 配置。担当者は2人を下ることはできない。 保育士以外の担当者は、市町村が実施する研修を修了していること。
	9,382か所	6,371か所	116か所	585か所	0か所	(※ 一般型の内数)
実施か所数 (H30年度)	9,382か所	6,371か所	116か所	585か所	0か所	(※ 一般型の内数)

一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）の充実について（2021年度予算案～）

【背景】

- これまで、幼稚園における預かり保育の充実を図るため、幼稚園の様々な課題に対応して、補助単価の増額や長時間化・通年化、質の向上に係る加算創設等を順次実施。
- 2019年度に創設した保育体制充実加算は、長時間の預かり保育・長期休業中の預かり保育を行う園にとって、要件が厳しく単価が不十分。
- 今般、質を伴う預かり保育を、長時間行う幼稚園への支援を強化する観点から、保育体制充実加算を充実。

新

【2021年度の新たな措置】

保育体制充実加算の増額と要件弾力化

現行と同じ要件を満たす場合は現行の2倍の加算額、現行の要件を満たさない場合でも、弾力化後の要件を満たす場合は現行の加算額と同額とする。

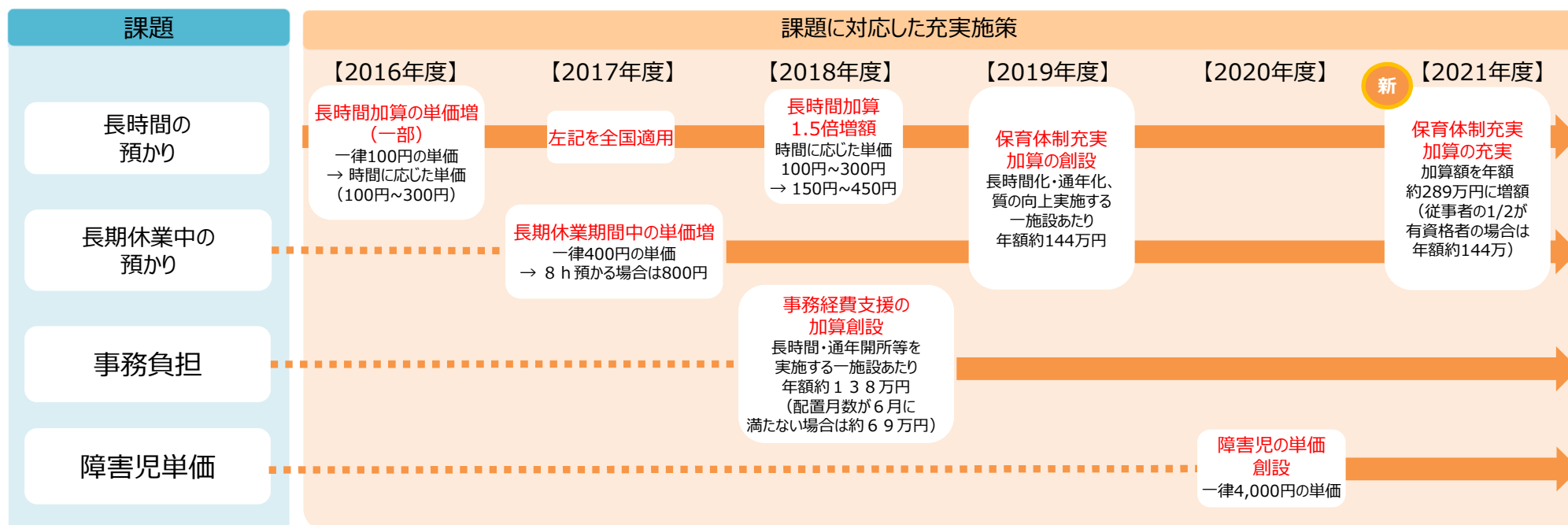
- ①教育・保育従事者を**すべて**保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とする（現行と同様）

→ 年額 **2,892,400円** 【**倍増**】

- ②教育・保育従事者の**2分の1**を保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とする【**要件弾力化**】

→ 年額 1,446,200円

【参考】これまでの充実策の流れ



一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）の充実について（2021年度予算案～）

新子育て安心プラン（令和2年12月21日）等を踏まえ、幼稚園が満3歳未満の保育の必要性認定を受けた子どもを更に受け入れられるよう、一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）の充実を図る。

1. 開設準備経費の新設

本事業に基づき幼児を受け入れる場合に開設準備経費（事業開始に当たって必要となる改修費や備品費等の経費）を措置する。

【措置額】 **1施設当たり：400万円**



2. 2歳児受入れの単価充実

①保育士資格等を有する所要の職員を雇用するための必要な経費を措置する観点から単価の充実を行うとともに、②週5日の2歳児の受入れを実施するような年間延べ利用人数1,500人以上の幼稚園については別途区分を設け、単価をさらに充実。

【変更後の単価】

○年間延べ利用幼児数が1,500人未満の場合

基本分単価 1,850円/日 → **2,250円/日**
長時間加算 230円 → **280円**（1時間あたり）

○年間延べ利用幼児数が1,500人以上の場合

基本分単価 1,850円/日 → **2,650円/日**
長時間加算 230円 → **330円**（1時間あたり）

年間利用 幼児数	1,500人未満				1,500人以上			
受入時間	～8h	9h	10h	11h～	～8h	9h	10h	11h～
基本分	2,250円				2,650円			
長時間 加算	—	280円	560円	840円	—	330円	660円	990円
合計	2,250円	2,530円	2,810円	3,090円	2,650円	2,980円	3,310円	3,640円

3. 2歳未満児の受入れ単価創設

現行は2歳児の受入れのみを本事業の対象としているところ、保育の必要性のある0歳児及び1歳児を受け入れる場合にも本事業の対象とすることとし、2歳児の単価を踏まえ、年齢別の職員配置基準（※）に応じた単価を設定。

（※）職員配置基準 0歳児3：1、1歳児及び2歳児6：1
従事者の1／2以上は保育士

【新設の単価】

○0歳児

基本分単価 **4,500円/日**
長時間加算 **560円**（1時間あたり）

○1歳児

基本分単価 **2,250円/日**
長時間加算 **280円**（1時間あたり）

受入時間	～8h	9h	10h	11h～
基本分	【0歳児】4,500円 【1歳児】2,250円			
長時間 加算	—	【0歳児】560円 【1歳児】280円	【0歳児】1,120円 【1歳児】560円	【0歳児】1,680円 【1歳児】840円
合計	【0歳児】4,500円 【1歳児】2,250円	【0歳児】5,060円 【1歳児】2,530円	【0歳児】5,620円 【1歳児】2,810円	【0歳児】6,180円 【1歳児】3,090円

事業内容

子ども・子育て支援の更なる質の向上を図るとともに、多様な保育の受け皿を拡充し、待機児童の解消等を目指すため、幼稚園における預かり保育や子育て支援活動を支援する。

預かり保育推進事業

幼稚園の教育時間終了後や休業日に「預かり保育」を実施する私立の幼稚園等に特別な助成措置を講じる都道府県に対して、国がその助成額の1/2以内を補助。

令和2年度秋の行政事業レビューにおける指摘等を踏まえ、通常の預かり保育の基礎単価の要件を改めるとともに、長時間の預かり保育を実施する園に対する支援の充実を図る。

※令和2年度秋の行政事業レビューによる指摘（一部抜粋）

私立幼稚園の預かり保育に対する補助金について、通常の預かり保育を開園日の半分以上の日数、一日2時間以上を開設していれば基礎単価が受け取れる仕組みとなっているが、ユーザ目線で必要な開設日や開設時間が確保されていると言い難いのではないか。基礎単価の要件となっている平日の開催日数や開設時間数を増やし、長期休暇中の実施も実施の要件に含めるなど、補助金の構造を見直すべきである。

加えて、園の預かり保育の実態等を踏まえながら、今後も引き続き補助の在り方を検討していく。



預かり保育推進事業単価表(令和3年度予算案)

基礎単価【C】については、3ヶ年度の時限措置とし、単価についても毎年度低減していくこととする
(令和3年度:50万円 ⇒ 令和4年度:40万円 ⇒ 令和5年度:30万円 ⇒ 令和6年度:基礎単価【A】及び【B】のみ)

① 通常の預かり保育	基礎単価	【A】開園日の4/5半分以上の日数、1日4時間以上開設 加えて、18時以降（18時を含む）も開設		700,000円
		【B】開園日の4/5半分以上の日数、1日4時間以上開設		600,000円
		【C】開園日の4/5半分以上の日数、1日2時間以上から4時間未満開設		500,000円
	加算単価	次の要件に該当する幼稚園等		
			預かり保育時間 5時間～6時間/日	預かり保育時間 6時間～7時間/日
			100,000円 ⇒ 150,000円	300,000円 ⇒ 400,000円
			500,000円 ⇒ 600,000円	850,000円 ⇒ 1,050,000円
			820,000円 ⇒ 970,000円	1,300,000円 ⇒ 1,600,000円
			1,650,000円 ⇒ 2,250,000円	
② 長期休業日等預かり保育	基礎単価	(1) 長期休業日の10日以上の日数、1日2時間以上開設		80,000円
		(2) 休業日の19日以上の日数、1日2時間以上開設		150,000円
	加算単価	次の要件に該当する幼稚園等		
			(1) 長期休業日	(2) 休業日
			預かり保育担当者数 2人/日	200,000円
			260,000円	370,000円

幼稚園の子育て支援活動の推進

教育機能又は施設を広く地域に開放することを積極的に推進する私立の幼稚園等に特別な助成措置を講じる都道府県に対して、国がその助成額の1/2以内を補助。